

監理技術者制度運用マニュアル 正誤表

該当箇所	正	誤	備考
二―二 監理技術者等の設置 (4)監理技術者等の途中交代 9行目	③一つの契約工期が多年に及ぶ場合	③ <u>ダム、トンネル等の大規模な工事</u> で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合	過去に記載していた内容を誤って記載していたため、当該箇所を削除
四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等 (3)監理技術者講習に関する規定 4～6行目	なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効 <u>期限</u> の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年 <u>後の十二月三十一日</u> が監理技術者講習の有効 <u>期限</u> となる	なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効 <u>期間</u> の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年 <u>間</u> が監理技術者講習の有効 <u>期間</u> となる	表現の適正化 (監理技術者講習の有効期間が、講習を受講した日の翌年の1月1日からの5年間との誤解を与える表現となっていたため)